公立大学法人青森公立大学理事会規程

平成２１年４月１日
規程第８号

改正　平成２７年　３月規程第　２号
改正　平成２７年　３月規程第１５号

（趣旨）
第１条　この規程は、公立大学法人青森公立大学定款（以下「定款」という。）第１５条に規定する理事会（以下「理事会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。
（招集）
第２条　理事会は、定款第１６条の規定に基づき、理事長が招集する。
（職務代理）
第３条　定款第１７条第１項に規定する議長に事故があるときは、副理事長がその職務を代理する。
（監事及び役員以外の者の出席）
第４条　定款第１７条第５項の規定により理事会に出席する監事は、議決に加わる権利を有しない。
２　理事会が必要と認めるときは、役員以外の者を役員会に出席させ、意見を述べさせることができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。
（議事録）
第５条　議長は、議事録を作成しなければならない。
２　前項の議事録及び理事会の会議資料は、公開とする。ただし、公立大学法人青森公立大学情報公開規程（平成２１年規程第２８号）に定める不開示情報及び理事会が不開示とすることが妥当であると決したときは、その全部又は一部を非公開とすることができる。
（事務）
第６条　理事会の事務は、事務局総務企画グループにおいて処理する。
（その他）
第７条　この規程に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附　則
（施行期日）
この規程は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年規程第２号）
（施行期日）

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年規程第１５号）

（施行期日）

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。